

議案第127号

令和4年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）

資料1(93) 阪神・淡路大震災災害援護資金貸付金償還金について

1 補正予算の内容

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の県への償還期限が令和5年3月31日となっているため、令和4年7月31日時点で災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）附則特例措置に規定する償還免除要件に該当しないとして償還を求められている約2,300万円（下記2の表（エ））及び未償還額約4,900万円（下記2の表（オ））の計約7,200万円を計上する。

2 貸付・償還の状況

県から市への貸付（ア）		既償還（イ）			
件数(A)	貸付額(B)	件数(C)	既償還額(D)		
2,775	5,780,500,000	2,436	5,358,461,074		
免除（ウ）		左記のうち県への償還分（エ）		未償還（オ）	
件数(E)	免除額(F)	件数	金額	件数(A-C-E)	未償還額(B-D-F)
295	373,183,079	18	23,156,480	44	48,855,847

令和4年7月31日現在

金額単位：円

3 弔慰金法附則特例措置に規定する償還免除要件に該当しないとして償還を求められている債権について

- ① 平成27年4月に、内閣府が地方自治法施行令に定める無資力免除の考え方について通知を发出。
- ② 無資力者として少額償還（※1）者が掲げられ、免除は各自治体の判断によつてされた。
- ③ これを受けて、自治体の判断として、平成14年に県市で取り決めした収入・資産等の審査基準である県下共有判定式を用いて、少額償還者の償還免除を行うことを県市で共有した。
- ④ しかし、平成27年10月に、国が少額償還者は、預貯金・自動車・不動産等の資産調査が必要で、県下共有判定式（※2）では償還免除することはできない旨を示した。
- ⑤ これにより、市が県下共有判定式で償還免除をしたが、弔慰金法附則経過措置にあてはまらない債権については、市が県へ償還せざるを得ない状況となっている。（上記2の表の（エ））

（※1）少額償還

平成12年当時の弔慰金法施行令第11条（改正後弔慰金法第13条）に基づく支払猶予を行い、違約金の発生を停止させた上で、未償還者の資力状況に応じて柔軟な償還額を定める方式（具体的には月額1;000円以上の任意の金額）。これによって借受人が継続して償還している間は保証人への償還請求を抑えられる利点があった一方で、本来10年とされている償還期間内の償還が事実上不可能となり、長期の債

権管理を強いる側面もあった。

(※2) 県下共有判定式

- ①収入：総所得(月額)－住民税(月額)
- ②資産：預貯金額÷12
- ③負債：住宅ローン返済額(月額)
- ④生活費：生活保護基準による最低生活費(月額)
- ・①＋②－③－④≥月割償還相当額→免除不承認
- ・①＋②－③－④<月割償還相当額→免除承認
- ①は課税証明書等で確認するが、②・③は自己申告で挙証資料は求めず。

4 償還に係る県との協議について

本年10月26日付で、関係8市と本市の連名で財政負担軽減に係る要望書を県知事あてに提出し、回答を待っているところである。

5 今後について

免除手続勧奨を中心に、引き続き債権管理を行い、償還金額の減少に努める。

県への償還後も債権管理を続けるか、債権放棄をするか、費用対効果を鑑み、また、他市の動向を見極めた上で、今後検討していく。神戸市は、既に令和3年度に、約11億5千万円の債権放棄を決定。その他の市は検討中である。

[参考]

○ 貸付金の概要

貸付対象者：住居の全壊・半壊・滅失・家財の1/3以上の損害の被害を受けた者（世帯主の1カ月以上の負傷の有無により貸付限度額が変わる。）

貸付限度額：最大350万円

償還期間：10年

据置期間：5年

利率：年1%（据置期間は無利子、連帯保証人を立てる場合は無利子）

貸付財源：国2/3、県1/3

○ 償還免除の要件

(1) 弔慰金法第14条第1項

- ①借受人が死亡したとき
- ②借受人が重度障害となったとき
- ③借受人が破産又は民事再生しており免責されているとき

(2) 地方自治法施行令第171条の7第1項(平成30年12月内閣府通知により適用)

- ①借受人及び保証人が生活保護を受けている、破産又は民事再生しており免責されているとき
- ②保証人が死亡、重度障害、償還できなく（県下共有判定式で判断した無資力者、行方不明者）なったとき

(3) 弔慰金法附則第2条経過措置(令和元年8月施行)

- ①借受人が総所得－公租公課<150万円であること
- ②借受人が償還に充てることができる土地及び建物以外の資産を保有していないこと
- ③借受人が預貯金の金額が20万円以下であること
- ①～③を挙証資料により確認。